

『全訂 詳解商業登記』 補遺

本書脱稿後、①特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）及び登記手数料令（昭和24年政令第14号）の改正（いずれも平成23年4月1日施行）がされ、また、登記印紙の廃止及び登記手数料の引下げ等がされ、また、②租税特別措置法（昭和31年法律第26号）の改正（平成23年6月30日施行）により、会社等の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用期間が平成25年3月31日まで延長され、③登録免許税法（昭和42年法律第35号）の改正（平成23年6月30日施行）により、同法別表第1・24(1)のト、チ、ヌ、レ（削除）、ソ、ツ、ネ、ナ、ラが改正されています。

本書中の上記の改正に関する部分については、下記のとおり、補正いただきますようお願いいたします。

会社等の設立登記をオンライン申請による場合、登録免許税額について、法令に基づいて計算した額に100分の10を乗じた額（ただし、その額が3,000円を超える場合には、3,000円が限度となります。）が軽減されます（租税特84の5、租税特令44の3）。

登記の種類（注1）	軽減額（注2）
① 株式会社の設立（通常設立、株式移転による設立）	3,000円
② 合名会社、合資会社、合同会社の設立	3,000円
③ 新設合併、組織変更（特例有限会社から株式会社への移行を含む）による株式会社の設立	登録免許税額×10% （上限3,000円）
④ 新設合併、組織変更、種類変更による合同会社の設立	登録免許税額×10% （上限3,000円）
⑤ 新設分割による株式会社、合同会社の設立	登録免許税額×10% （上限3,000円）
⑥ 相互会社の設立（新設合併、組織変更によるものを含む）	3,000円
⑦ 特定目的会社の設立	3,000円

（注1） 軽減額は、法令に基づいて計算した登録免許税額に100分の10を乗じた額となります。ただし、その額が3,000円を超える場合には、3,000円が限度となります。なお、平成24年3月31日までは軽減額は4,000円です。

（注2） 登録免許税の軽減は、平成23年7月1日から平成25年3月31日までに受け付けられた申請に適用されます。

○租税特別措置法

【平成23年6月30日法律第82号による一部改正（平成23年6月30日施行）】

（電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除）

第84条の5 登記を受ける者が、平成20年1月1日から平成23年6月30日平成25年3月31日までの間に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定又は不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により電子情報処理組織を使用して次に掲げる登記の申請（建物の所有権の保存の登記の申請にあつては、当該建物の表題登記（同法第2条第20号に規定する表題登記をいう。）の申請がこれらの規定により電子情報処理組織を使用して行われたものに限る。次項において「登記の申請」をいう。）を行う場合における当該登記に係る登録免許税の額は、当該登記につき登録免許税法その他登録免許税に関する法令の規定（この条この項の規定を除く。）により計算した金額から当該金額に100分の10を乗じて算出した金額（当該金額が5,000円3,000円を超える場合には、5,000円3,000円）を控除した額とする。

- 一 不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記
- 二 株式会社その他の政令で定める法人の設立の登記

2 前項の場合において、平成24年3月31日までに登記の申請を行うときにおける同項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「4,000円」とする。

○租税特別措置法施行令

（電子情報処理組織による登記に係る税額控除の対象となる設立の登記に係る法人の範囲）

第44条の3 法第84条の5第2号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
- 二 保険業法第2条第5項に規定する相互会社
- 三 一般社団法人又は一般財団法人
- 四 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社
- 五 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人

○登録免許税法

【平成23年6月30日法律第82号による一部改正（平成23年6月30日施行）】

別表第1〔抄〕

<p>二十四 会社又は外国会社の商業登記（保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定によつてする一般社団法人（公益社団法人を除く。以下この号において同じ。）及び一般財団法人（公益財団法人を除く。以下この号において同じ。）の登記を含む。）</p>		
<p>(一) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「一般社団法人等」という。）につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）</p>		
<p>ト 新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記</p>	<p>資本金の額</p>	<p>1000分の1.5（新設分割をした会社の当該新設分割の直前における資本金の額から当該新設分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の7）</p>
	<p>（これによつて計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円）</p>	
<p>チ 吸収分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記</p>	<p>増加した資本金の額</p>	<p>1000分の1.5（吸収分割をした会社の当該吸収分割の直前における資本金の額から当該吸収分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000分の</p>

		7) 1000分の7 (これによつて計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)
ヌ 新株予約権に関する事項の発行による変更の登記	申請件数	1件につき9万円
ヨ 支配人の選任の登記又はその代理権の消滅の登記	申請件数	1件につき3万円
レ 商号の仮登記	申請件数	1件につき3万円
ヲレ 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の解散の登記	申請件数	1件につき3万円
ツソ 会社若しくは一般社団法人等の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	1件につき3万円
ネツ 登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからツまでソまでに掲げるものを除く。）	申請件数	1件につき3万円
サネ 登記の更正の登記	申請件数	1件につき2万円
ヲナ 登記の抹消	申請件数	1件につき2万円
(二) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所の所在地においてする登記（(四)に掲げる登記を除く。） イ (一)イからネまでツまでに掲げる登記	申請件数	1件につき9,000円 (申請に係る登記が、(一)カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、6,000円)